

最上川ふるさと総合公園の再整備による「フルーツ・ステーション」の創出のための 官民連携導入可能性調査業務委託仕様書 (企画提案用)

1 業務名称

最上川ふるさと総合公園の再整備による「フルーツ・ステーション」の創出のための官民連携導入可能性調査業務

2 背景

本県は、果樹の産出額が全国第5位を誇る全国屈指のフルーツ生産県であり、全国の生産量の約8割を占めるさくらんぼをはじめとして、四季折々の多彩で豊富なフルーツが生産されている。

この全国的にも稀な本県の特長を活かし、地域活性化に繋げていくため、令和2年度以降、さくらんぼを始めとする県産フルーツの情報発信のあり方について検討を進め、令和5年3月に、さくらんぼを核とする県産フルーツの情報発信のための施策を取りまとめた「さくらんぼを核とする県産フルーツの情報発信実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定した。

この計画では、「山形県産フルーツのプロモーションの強化」及び実際に山形県・産地を訪れて様々な形でフルーツを楽しんでもらう『フルーツ・ツーリズム』の推進」を施策の柱に掲げ、「フルーツ・ツーリズム」の推進のための具体的な取組みの1つとして、「フルーツ・ツーリズム」の目的地となり、誘客と情報発信の場となる「フルーツ・ステーション」を県立都市公園である最上川ふるさと総合公園の民間活力の導入による再整備により創出することとしている。

あわせて、同計画内では、「フルーツ・ステーション」の基本コンセプトや整備方針等を整理した「最上川ふるさと総合公園における『フルーツ・ステーション』の整備に係る基本構想（以下「基本構想」という。）」を示しており、令和5年度においては、基本構想を基に、民間事業者からの意見・提案を踏まえた事業化に向けた検討を行い、整備内容を具体化していくこととしている。

3 目的

本業務は、最上川ふるさと総合公園の再整備による「フルーツ・ステーション」の整備の事業化に向けて、基本構想を基に、民間事業者から意見等の聴取を行い、フルーツ・ステーションの整備に係る基本計画を検討するとともに、民間活力の導入による整備に向け、最適な官民連携による事業手法等について検討を行うものである。

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月21日（木）まで

5 委託業務の内容

本業務は、次に掲げる内容を基本とする。なお、業務遂行に当たっては、実行計画及び基本構想の内容を十分理解すること。

(1) 業務計画の作成

契約締結後、速やかに県と打合せを行い、県の方針を確認の上、業務方針、作業方法及び作業工程等をまとめた業務計画を作成する。

(2) 現況調査及び前提条件の整理

対象公園の現状、関連する法令及び上位計画並びにマーケット環境等を調査・整理し、基本計画や事業スキームの検討にあたって必要となる条件等を整理する。

(3) 基本計画の検討

- ① 導入機能の検討
- ② 規模の検討
- ③ ゾーニング、配置の検討
- ④ 基本計画図の作成
- ⑤ 概略設計
- ⑥ 概算事業費の算出
- ⑦ 基本計画の取りまとめ
- ⑧ イメージパースの作成

(4) 事業スキームの検討

- ① 事業スキームの検討
 - ア 事業方式の検討
 - イ 業務範囲の検討
 - ウ 事業期間の検討
 - エ 類似事例の整理・分析
- ② リスク分担に係る課題の検討

(5) VFMの検討

- ① 従来手法の事業費（PSC）の算定
- ② PPP/PFI事業のLCCの算定
- ③ VFMの算定

(6) 民間事業者へのサウンディング調査

民間事業者からのヒアリング等により、事業スキームの実現可能性や、費用対効果、事業化に向けたアイデア及び検討課題等に関する意見・提案を把握・整理する。

（想定する調査内容）

- ア 事業スキームに関する要望、意見
- イ 業務範囲に関する要望、意見
- ウ 事業期間に関する要望、意見
- エ リスク分担に関する要望、意見
- オ コスト削減に関する意見

- カ サービス水準の維持・向上に関する意見
- キ 提供できる民間ノウハウ
- ク 事業への参加意向及び参加条件に関する意見

(7) 総合評価

- ① (5)を踏まえた定量的評価
- ② (6)を踏まえた定性的評価
- ③ ①及び②を踏まえた総合評価

(8) 課題の整理

- ① 事業実施に向けた検討課題の整理
- ② 事業実施スケジュールの検討

(9) 中間報告の実施

業務の遂行状況について、令和5年9月20日までに県に対して書面による中間報告を実施する。中間報告の内容については、契約締結後に県と打合せを行い、決定する。

(10) 調査結果の取りまとめ

本業務の調査成果を調査成果報告書として取りまとめる。

(11) 県への助言及び提案

- ① 本業務に関連する事項について、県への助言及び提案を行うこと
- ② 県との打合せに際し、打合せ記録を作成し提出すること

6 成果品

本業務の成果品は次に定めるものとする。

- (1) 調査成果報告書3部（A4判縦・カラー印刷）
- (2) 調査成果報告書の概要3部（国土交通省が示す令和5年度官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業（第1回）公募要領様式5による）
- (3) 最上川ふるさと総合公園における「フルーツ・ステーション」の整備に係る基本計画案3部
- (4) 電子データ1部（CD-R）
- (5) その他本県が本業務の成果品として必要と認めるもの

7 留意事項

- (1) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、必要に応じ、打合せを行うこと。なお、業務の過程で県から指示された事案については、迅速、的確かつ誠実に対応すること。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じて県から随時提供する。なお、提供した資料等の複製・複写の可否、返却等については、県の指示に従うこと。
- (3) 委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個

人情報等の取り扱いについて厳守すること。

- (4) 本件の成果品に対する著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところに従い県及び受託者の共有に帰属するものとする。ただし、受託者は県に対し、成果品の利用を許諾し、県以外の第三者には許諾しないものとする。
- (5) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ山形県に対して、再委託する業務の内容、再委託先等について書面をもって報告し、承認を得ること。
- (6) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (7) この仕様書に記載のない事項について、双方協議の上定めるものとする。